

そこで、本件においては厳格に判断すべきであり、目的が必要不可欠で、手段が必要最小限であるかどうかで判断する。

(5) 本件の場合、上記に述べたように給付金の支給目的は、事業の継続を支えることにある。そして、給付金はコロナウイルスがまん延したことにより影響を受ける事業者に対して、支給がなされるものである。そうすると、性風俗関連業においても、コロナウイルス罹患のリスクがある以上、影響を受ける事業であると言える。したがって、性風俗関連業のみ支給の対象外とするこの目的は必要不可欠とは言えない。

よって、本件規程8条3号は14条1項に反する。

2. 被告の主張

(1) 性風俗関連業を支給の対象外とすることにおいては、職業において区別をしようとするため、14条1項後段の列举事由のいずれにも該当しない。そして、14条1項は列举事由においては、歴史上不当な差別を受けてきたものとして厳格に判断すべきであるとしている。そうにとすれば、当該列举事由において当てはまらない本件においては、厳格に判断すべきではない。

そこで、目的が正当で、手段との間に合理的関連性があるかどうかで判断する。

(2) 本件の場合、性風俗関連業は、人の性的趣向に^沿ったサービスを提供する事業であり、人の人格的^生生存に不可欠^とは言い難く、13条においても保障が難しいサービスの提供をする事業と言える。そのため、キャバレーはどの人